

再生水の給水に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、再生水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、再生水の供給条件その他必要な事項を定め、もって甲乙の義務、責任を明確にし、相互の信頼を確保することを目的とする。

（給水）

第2条 甲は、神戸市ポートアイランド水リサイクル事業供給規程（以下「供給規程」という。）に基づき、乙に再生水を供給し、乙は供給規程を遵守し、再生水を使用するものとする。

（使用用途）

第3条 乙が、使用する再生水の用途は、_____とする。
2 乙は、再生水を前項以外の用途に使用してはならない。ただし、甲が特に認めた場合はこのかぎりではない。

（誤使用の防止）

第4条 乙は、再生水の給水期間中、再生水給水管と水道水給水管との誤接合防止及び誤使用防止等の措置を講じなければならない。

（給水の制限又は停止）

第5条 甲は、供給規程の定めるところにより、再生水の給水を制限し、又は停止することができる。
2 甲は、再生水の給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその日時及び理由を乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
3 前項の給水の制限、停止又は断水のため乙に損害を及ぼすことがあっても、甲は、その責を負わない。

（料金）

第6条 甲は、乙から再生水の料金を供給規程に基づき徴収する。また供給に係る用途区分は_____とする。

（供給規程の変更）

第7条 甲は、供給規程を変更するときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、又は協定の解釈について疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を制作し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長

乙 _____